

株式会社 モリタホールディングス 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は株式会社 モリタホールディングス と称する。
英文では、MORITA HOLDINGS CORPORATION と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 消防用各種自動車、防災用機械器具並びに装置の製造、修理及び販売
- (2) 消防施設工事の設計、施工及び消防施設の保守
- (3) 土木建設運搬用並びに産業用諸機械の製造、修理及び販売
- (4) 特殊車輛の製造、架装、修理及び販売
- (5) 油圧・空圧機器の製造、修理及び販売
- (6) 各種プレス機械装置、廃棄物処理装置、水処理装置、循環装置の製造、加工、据付、修理、販売及び賃貸
- (7) 廃棄物処理施設の設計、施工及び廃棄物処理施設の保守
- (8) 土木工事業、建築工事業、機械器具設置工事業、鋼構造物工事業並びにこれに附帯する電気、機械、配管、空調等諸設備工事
- (9) 廃棄物の収集、処理及び運搬
- (10) 汚水・汚泥・汚物処理機器並びにその処理物貯蔵タンクの製造、修理及び販売
- (11) 脱臭機、脱臭・浄化資材の製造、修理及び販売
- (12) 介護用品、介護用機械器具、福祉用具、家具並びに同付属品の販売及び修理
- (13) 電気・電子制御機械器具、情報処理機械器具の設計並びに製造、修理及び販売
- (14) 農業用、産業用、土木用のポンプ、スプリンクラー並びに散水施設等水管理機器の設計、施工、製造、修理、販売及び保守
- (15) 化学工業薬品の製造及び販売
- (16) 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理
- (17) 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
- (18) 生命保険の募集に関する業務及び損害保険に関する代理業務
- (19) 電子計算機またはこれに準ずる事務用品機器及び各種機械、車輛の賃貸

2. 当会社は前項に付随関連する一切の業務を営むことができる。

3. 管理間接業務を受託する。

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は本店を大阪市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は 180,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は 100 株とする。

(株式取扱規則)

第 8 条 当会社の株式に関する取り扱いは、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は株主名簿管理人を置く。

(単元未満株式の買増請求)

第 10 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第 3 章 株 主 総 会

(基 準 日)

第 11 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者及び議長)

第 12 条 当会社の定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集する。

2. 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役がこれを招集し、議長となる。
3. 代表取締役が複数の場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、先順序の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。代表取締役に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第 13 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第14条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

- 第15条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は総会ごとに委任状を当会社に差し出さなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の定員)

- 第16条 当会社は取締役12名以内を置く。

(取締役の選任)

- 第17条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役、役付取締役及び最高経営責任者)

- 第19条 当会社を代表する取締役は取締役会の決議によって選定する。
2. 取締役会の決議をもって、取締役中より会長及び社長各1名、副会長、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
3. 取締役会の決議をもって、代表取締役中より最高経営責任者（CEO）1名を選定することができる。

(取締役の責任免除等)

- 第20条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

(取締役会)

- 第21条 取締役は取締役会を組織し、会社の重要な業務執行を決定する。
2. 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(招集権者及び議長)

- 第22条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき、あらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 前項の取締役に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
 3. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

- 第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(相談役及び顧問)

- 第24条 当社は必要に応じ取締役会の決議をもって相談役及び顧問を置くことができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の定員)

- 第25条 当社は監査役4名以内を置く。

(監査役の選任)

- 第26条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

- 第28条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役の責任免除等)

- 第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

(監査役会)

- 第30条 監査役会は特に法令または定款に定める事項のほか、監査役の職務の執行に関する重要な事項を協議し、または決定する。
2. 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(招 集)

- 第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。

第 6 章 執 行 役 員

(執行役員の定員)

- 第32条 当会社は執行役員12名以内を置く。

(執行役員の選任)

- 第33条 執行役員の選任は取締役会の決議によるものとし、分担して執行させる委嘱事項も取締役会の決議で定めるものとする。

(執行役員の任期)

- 第34条 執行役員の任期は、就任後1年以内に終了する事業年度末日までとする。
2. 取締役会は、執行役員を任期の途中であっても解任することができる。

(役付執行役員)

- 第35条 取締役会の決議をもって、執行役員中より社長執行役員1名、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員各若干名を選定することができる。

第 7 章 計 算

(事業年度)

- 第36条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

- 第37条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第38条 当会社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第39条 配当財産が金銭である場合には、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2025年6月20日 改正